

大阪市公園条例(昭和34年大阪市条例第14号)を次のように改正する。

大阪市公園条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもの並びに別に条例で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定め、その利用の適正化を図り、もつて市民の健康の増進と文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 本市が設置する法第2条第1項第1号に掲げる公園又は緑地(当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。)をいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(3) 有料施設 公園施設で有料のものをいう。

第1章の2 公園の設置に関する基準

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

第2条の3 本市の区域内の法第2条第1項各号に掲げる公園又は緑地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

2 前項の住民1人当たりの敷地面積を算出するに当たっては、当該公園又は緑地の敷地面積の総計に都市公園(本市と本市以外の市町村の区域にまたがって設置されたものに限る。)の敷地のうち本市の区域外に所在する部分の面積を加えることができるものとする。

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園又は主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園は、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2(敷地面積が0.25ヘクタール以上の都市公園で、次の各号に掲げるものにあつては、100分の4)とする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(4) 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする都市公園

(5) 前各号に掲げるもののほか、水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定めるもの

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画(恵美公園及び難波宮跡公園に係るものに限る。)に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける

場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準は、次条から第2条の10までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。以下この章において「基準省令」という。)第4条及び第6条から第12条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、基準省令第3条各号(第7号を除く。)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること

イ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない構造の蓋を設置すること

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんであること

イ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない構造の蓋を設置すること

(3) 階段及びその踊場は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること

イ 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場が設けられていること

ウ 階段の昇降口及び踊場には、点状ブロック(床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)が設けられていること

エ 階段の昇降口及び踊場には、水平距離が120センチメートル以上の水平面が設けられていること

(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4条及び第6条から第11条までに係る部分並びに次条に定める基準に適合する特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

(休憩所及び管理事務所)

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 上に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(4) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること

- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6に定める基準のうち基準省令第8条第2項、第9条及び第10条に係る部分に適合するものであること
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
- (標識)
- 第2条の9 前3条に定める基準に適合する特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の7に定める基準に従い設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。
- (一時使用目的の特定公園施設)
- 第2条の10 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第2条の6から前条までに定める基準によらないことができる。
- (基準省令等の改正に伴う経過措置)
- 第2条の11 基準省令(基準省令を改正する省令を含む。)の改正により、現に第2条の6から前条までに定める基準に適合している特定公園施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。
- 第2章 公園の管理
- (行為の禁止)
- 第3条 都市公園においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること
 - (2) 竹木を伐採し、又は市長が指定した場所以外の場所で植物を採取すること
 - (3) 土石、竹木等の物件を堆積^{たい}すること
 - (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること
 - (5) 市長が指定した場所以外の場所で動物を捕獲し、又は殺傷すること
 - (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること
 - (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること
 - (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること
 - (9) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの
- 2 代行公園(八幡屋公園、扇町公園、大阪城公園、長居公園又は鶴見緑地のうち、法第5条第1項の許可を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の10の規定により別に管理の方法が定められた公園施設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分をいう。以下同じ。)における前項の規定の適用については、前項第2号、第5号及び第8号中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。
- (行為の制限等)
- 第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
 - (2) 営業のために役務を提供すること
 - (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
 - (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
 - (5) ロケーションをすること
 - (6) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
 - (2) 行為の目的
 - (3) 行為の期間
 - (4) 行為を行う場所
 - (5) 行為の内容
 - (6) その他市規則で定める事項
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるとき

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 代行公園において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。

7 大阪城野球場、大阪城弓道場、大阪城西の丸庭園若しくは豊松庵(以下「大阪城野球場等」という。)、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園(以下「長居陸上競技場等」という。))又は鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール(以下「鶴見緑地球技場等」という。))において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により代行公園の管理を行うもの(以下「代行公園の指定管理者」という。)、同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの(以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。)、同条の規定により長居陸上競技場等の管理を行うもの(以下「長居陸上競技場等の指定管理者」という。))又は同条の規定により鶴見緑地球技場等の管理を行うもの(以下「鶴見緑地球技場等の指定管理者」という。))は、前2項の規定により読み替えられた第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可を受けたとき

(2) 第4項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例又は前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可に付した条件に違反したとき

9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了したときは、速やかにその旨を代行公園の指定管理者、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者に届け出なければならない。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用の目的が前条第1項各号に掲げる行為である場合にあつては同条第1項又は第3項(これらの規定を同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けることを要しない。

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下この条及び次条において同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 設置の面積

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の外観

ク 公園施設の管理方法

ケ その他市規則で定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在地

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の面積

カ 管理の方法

キ その他市規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき 当該事項

(占有許可申請書の記載事項)

第7条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 占有物件の種類及び数量

- (3) 占有物件の外観
- (4) 占有物件の管理の方法
- (5) その他市規則で定める事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
- (3) その他市長が定める軽易な変更

(都市公園の占有の許可を与えることができる仮設の物件又は施設)

第8条の2 令第12条第2項第10号の条例で定める仮設の物件又は施設は、市規則で定める都市公園に設けられる仮設の施設で、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に起居の場所として一時的に利用させるための施設

- (2) 本市が設置する小学校又は中学校の運動場

(有料施設)

第9条 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により代行施設(別表第2に掲げる有料施設をいう。以下同じ。)の管理を行うもの(以下「代行施設の指定管理者」という。)は、代行施設について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による供用日又は供用時間を変更することができる。

3 市長は、前項の承認を行つたときは、速やかに当該承認を行つた内容を公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、代行施設以外の有料施設については、時宜により供用日又は供用時間を変更することがある。

(使用の許可)

第9条の2 代行施設を使用しようとする者は、代行施設の指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第9条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第9条の2の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入場の制限)

第9条の5 代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入場を断り、又は代行施設から退場させることができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者(以下「就学前児童」という。)で成年者が同伴しないもの
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 施設又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者
- (6) 管理上必要な指示に従わない者
- (7) その他管理上支障があると認める者

(準用)

第9条の6 第9条の2から前条までの規定は、代行施設以外の有料施設について準用する。この場合において、第9条の2から前条までの規定中「代行施設の指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第9条の7 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項若しく

は第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第4条第1項若しくは第3項の許可又は前条において準用する第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第4項第2号又は前条において準用する第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の8 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため市長が必要と認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の9 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市規則で定める場所に掲示すること
 - (2) 保管した工作物等のうち特に貴重なものについて、前号の公示の期間が満了してもなお当該工作物等の所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を大阪市公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行つた場合には、前条各号に定める事項を記載した目録を作成し、市規則で定める場所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第9条の10 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の11 法第27条第6項の規定による工作物等の売却は、一般競争入札に付して行わなければならない。ただし、一般競争入札に付しても入札しようとする者がいない工作物等その他一般競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等の売却は、随意契約により行うことができる。

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第9条の12 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、所定の様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可(第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可並びに第9条の2の許可を除く。以下この条において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (損失の補償)

第11条 この条例の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対して通常受けるべき損失を補償するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき

(報告等)

第13条 市長は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、その必要な限度において法又はこの条例の規定による許可を受けた者に対して、当該行為の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、法又はこの条例の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、本市の職員をして、法若しくはこの条例の規定による許可を受けた者又は法若しくはこの条例の規定に違反している者の占有する都市公園内の土地又は建物内に立ち入らせ、行為若しくは工事の状況又は工作物等の状況を検査させ、又は調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、検査職員であることを示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第3章 使用料等

(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の6において準用する第9条の2の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の使用料については、市規則で定める。

(1) 有料施設の付属設備を使用する場合

(2) その他特別な事由があると認める場合

(使用料の減免)

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1) 庭園に入場する65歳以上の者(本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。)、児童等(小学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。))の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。))の生徒をいう。以下同じ。)(慶沢園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。)及び就学前児童の使用料

(2) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して庭園に入場するときの当該教員の使用料(慶沢園にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設に入所している者(以下「入所者」という。))が、当該施設の職員に引率されて団体で庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。))の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下同じ。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の使用料

(5) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の使用料

(6) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料

2 市長は、庭園を30人以上の団体で使用するときの使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額

(2) 50人以上100人未満の団体 使用料の2割に相当する額

(3) 100人以上の団体 使用料の3割に相当する額

3 前2項に定めるもののほか、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当するとき、使用料の全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により使用の許可に係る使用ができなくなつたとき
- (2) 第10条第2項の規定により使用許可を取り消し、その効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき
- (3) 使用者が使用開始前に使用の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき
- (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき
(利用料金)

第16条の2 市長は、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等の使用に係る料金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金(以下これらを「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可を受けて代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額(代行施設の附属設備を使用する場合については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額)の範囲内において、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 次に掲げる利用料金は、代行施設の指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める。
 - (1) 代行施設を使用して行う競技大会等に係る準備のための使用その他特殊な使用で別表第4 2 代行施設の利用料金の表に定める基準により難いと認めるときの利用料金
 - (2) 使用時間を超過して代行施設を使用したときの利用料金
- 5 市長は、前2項の承認を行つたときは、速やかに当該承認を行つた利用料金の額を公告するものとする。
- 6 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。
 - (1) 水泳場を使用し、又は植物園、総合植物館若しくは庭園に入場する就学前児童の利用料金
 - (2) 植物園、総合植物館又は庭園に入場する65歳以上の者及び児童等の利用料金
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して植物園、総合植物館又は庭園に入場するときの当該教員の利用料金
 - (4) 入所者が、当該施設の職員に引率されて団体に植物園、総合植物館又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の利用料金
 - (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、水泳場若しくは弓道場を使用し、又は植物園、総合植物館若しくは庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の利用料金
 - (6) 長居植物園に入場する者が大阪市立自然史博物館の常設展示場の観覧券を提示したときの長居植物園に係る利用料金
 - (7) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の利用料金
 - (8) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金
- 7 代行施設の指定管理者は、植物園、総合植物館、水泳場又は庭園を30人以上の団体に使用するときの利用料金については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。
 - (1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の1割に相当する額
 - (2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の2割に相当する額
 - (3) 100人以上の団体 利用料金の3割に相当する額
- 8 前2項に定めるもののほか、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 9 代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により代行公園又は代行施設を使用することができなくなつたとき
 - (2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が代行公園又は代行施設の使用を開始する前に当該代行公園又は代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、代行公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき
 - (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

第4章 雑則

(公園予定区域等についての準用)

第17条 第2条の5、第3条から第8条まで及び第9条の8から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。この場合において、第2条の5第1項第1号中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域(法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。以下この項において同じ。)」と、同項第2号から第5号までの規定中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域」と読み替えるものとする。

(管理の代行)

第18条 代行公園及び代行施設の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第19条 市長は、代行公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者(以下これらを「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 代行公園及び代行施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第20条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行公園又は代行施設の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第21条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第22条 市長は、第20条の規定による代行公園又は代行施設に係る指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 代行公園を利用する者又は第9条の2の使用許可を受けた者の安全を確保するための措置が講じられていること
- (3) 代行公園又は代行施設の効用を最大限に発揮するとともに、代行公園又は代行施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (4) 代行公園又は代行施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、代行公園又は代行施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第23条 市長は、連合体(2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。)が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体(第3項において「変更前の構成員による連合体」という。)の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体(以下「変更後の構成員による連合体」という。)を当該代行公園又は代行施設の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする代行公園又は代行施設の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が第22条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の代行公園又は代行施設の管理を行うことができると認めるとき

でなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。
(指定管理者の指定等の公告)

第24条 市長は第22条若しくは前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行公園若しくは代行施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第25条 代行公園の指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2項の規定により読み替えられた同条第1項第2号、第5号及び第8号の場所の指定に関すること
 - (2) 代行公園の維持保全に関すること
 - (3) その他代行公園の管理(占用の許可その他行政処分を除く。)に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、代行公園の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。
- 3 代行施設の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 代行施設の使用の許可に関すること
 - (2) 代行施設及びその附属設備の維持保全に関すること
 - (3) その他代行施設の管理に関すること
- 4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

(施行の細目)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第5章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長(法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者を含む。)の命令に違反した者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第28条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の大阪市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定によりした許可その他の処分又は申請その他の手続は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

3 旧条例第4条第2項又は第8条の規定により受けた許可に係る行為(前項の規定によりこの条例の規定による許可とみなされるものに係るものを除く。)については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定管理予定者の選定手続の特例)

5 市長は、令和3年4月1日から令和33年3月31日までの期間について、長居球技場の指定管理者を指定しようとするときは、第19条の規定にかかわらず、長居球技場の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

6 前項の場合における第20条及び第22条の規定の適用については、第20条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第5項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、第22条中「第20条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第20条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前各号」とする。

附 則(昭和54年3月13日条例第19号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月18日条例第26号、別表 3 有料施設の使用料の表に球技場の項を加える改正規定、昭和62年4月25日施行、告示第228号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、別表 3 有料施設の表に関する改正規定中球技場に関する部分の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和62年5月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年5月31日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年11月9日条例第54号、平成2年2月24日施行、告示第141号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成3年3月14日条例第28号、平成3年4月27日施行、告示第322号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成4年4月1日条例第44号、第18条の改正規定、平成4年4月1日施行、別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中展望塔に関する部分、平成4年4月17日施行、告示第277号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中展望塔に関する部分の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成5年4月1日条例第30号、平成5年8月6日施行、告示第641号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成6年4月1日条例第22号、ホールに関する改正規定、平成6年4月1日施行、野外卓に関する改正規定、平成6年6月1日施行、告示第282号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成7年3月16日条例第28号、別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中ホールに関する部分、平成7年6月19日施行、告示第456号、第10条の改正規定、平成7年10月1日施行、告示第611号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中ホールに関する部分の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成8年4月1日条例第25号、第18条の改正規定(庭球場に関する部分に限る。))及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定(庭球場に関する部分に限る。))、平成8年4月5日施行、告示第232号、第18条の改正規定及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中弓道場に関する部分、平成8年5月1日施行、別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中卓球場に関する部分、平成8年5月7日施行、第18条の改正規定及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定中水泳場に関する部分、平成8年5月18日施行、告示第331号の5、第18条の改正規定(陸上競技場に関する部分に限る。))及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定(陸上競技場に関する部分に限る。))、平成8年6月4日施行、告示第403号、第18条の改正規定(アイススケート場に関する部分に限る。))及び別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定(アイススケート場に関する部分に限る。))、平成8年12月5日施行、告示第899号、第18条の改正規定(植物園に関する部分に限る。))、平成10年4月1日施行、告示第276号の2)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成9年4月1日条例第37号、第18条の改正規定、平成9年6月9日施行、別表 4 有料施設の使用料に関する改正規定、平成9年6月28日施行、告示第469号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び別表 4 有料施設の使用料に関する改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成10年4月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第61号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年4月1日条例第53号、平成13年7月27日施行、告示第810号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成14年3月29日条例第40号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月19日条例第28号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月29日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月1日条例第54号、平成16年12月17日施行、告示第1232号の3)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成17年9月22日条例第99号、別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定(駐車場に関する部分に限る。)、平成17年11月1日施行、告示第1052号、第16条の次に1条を加える改正規定(第16条の2第3項から第5項までの規定に係る部分に限る。))及び別表の改正規定(別表 4 有料施設の使用料の表に関する改正規定(駐車場に関する部分に限る。))を除く。)、平成18年3月31日施行、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定(第16条の次に1条を加える改正規定(第16条の2第3項から第5項までの規定に係る部分に限る。))及び別表の改正規定を除く。)、平成18年4月1日施行、告示第330号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第18条の次に8条を加える改正規定(第19条から第24条まで及び第25条前段に係る部分に限る。))は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第57号、平成18年4月1日施行、告示第396号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成19年2月19日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月30日条例第85号、第16条の2の改正規定(第3項及び第4項に係る部分に限る。))及び別表第4の改正規定、平成20年3月26日施行、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定(第16条の2の改正規定(第3項及び第4項に係る部分に限る。))及び別表第4の改正規定を除く。)、平成20年4月1日施行、告示第283号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第19条の改正規定、第20条を削る改正規定、第21条の改正規定、第22条を第21条とする改正規定、第23条の改正規定、第24条を削る改正規定及び第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月28日条例第106号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第39号、別表第1 2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間の表駐車場の項の改正規定及び別表第3 4 有料施設の使用料の表の改正規定(「含む。」を「含む。以下同じ。」に、「1時間までごとに 350円」を「1時間までごとに 350円(午後10時から翌日午前8時までの間にあっては、150円)」に改める部分に限る。)、平成21年6月1日施行、告示第547号、別表第1 2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間の表水泳場の項の改正規定及び別表第3 4 有料施設の使用料の表((3)運動場の表を除く。))の改正規定(「含む。」を「含む。以下同じ。」に、「1時間までごとに 350円」を「1時間までごとに 350円(午後10時から翌日午前8時までの間にあっては、150円)」に改める部分を除く。)、平成21年9月1日施行、告示第846号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1 2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間の表水泳場の項及び駐車場の項の改正規定並びに別表第3 4 有料施設の使用料の表((3) 運動場の表を除く。))の改正規定の施行期日は、市長が定める。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。))別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表及び別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 使用料の額が月又は日を単位として算定される使用で、施行日前の許可に係るものの使用料については、施行日以後、なお従前の例による。

4 次の表の第3欄に掲げる期間における改正後の条例別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表(以下「占有使用料の表」という。))の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占有使用料の表電柱及びその支柱その他これに類するものの項	3,100円	施行日から平成22年3月31日まで	2,860円
占有使用料の表電線、電らんその他これらに類するものの項	650円	施行日から平成22年3月31日まで	450円
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	490円
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	530円

		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	580円
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	630円
占用使用料の表鉄塔、変圧器の項	5,400円	施行日から平成22年3月31日まで	4,070円
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	4,470円
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	4,910円
占用使用料の表水道管、下水管、ガス管その他これらに類するものの項	650円	施行日から平成22年3月31日まで	530円
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	580円
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	630円
	1,600円	施行日から平成22年3月31日まで	1,320円
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	1,450円
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	1,590円
	3,300円	施行日から平成22年3月31日まで	2,640円
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	2,900円
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	3,190円

附 則(平成21年9月18日条例第100号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第31号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第45号、平成23年10月1日施行、告示第1113号)抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成24年3月30日条例第61号(平成27年3月16日条例第67号大阪市公園条例の一部を改正する条例附則第5項))

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 2 公園を占用する場合の使用料の表(以下「占用使用料の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る使用料について適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 使用料の額が月又は日を単位として算定される使用で、施行日前の許可に係るものの使用料については、施行日以後、なお従前の例による。

4 次の表の第3欄に掲げる期間における占用使用料の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占用使用料の表電柱及びその支柱その他これに類するものの項	3,500円	施行日から平成25年3月31日まで	3,410円
占用使用料の表電線、電らんその他これらに類するものの項	750円	施行日から平成25年3月31日まで	580円
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	630円
		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	690円
占用使用料の表鉄塔、変圧器の項	6,300円	施行日から平成25年3月31日まで	5,940円
占用使用料の表水道管、下水管、ガス管その他これらに類するものの項	750円	施行日から平成25年3月31日まで	710円
	1,900円	施行日から平成25年3月31日まで	1,760円
	3,800円	施行日から平成25年3月31日まで	3,630円
占用使用料の表郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所の項	6,300円	施行日から平成25年3月31日まで	4,070円
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	4,470円

	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	4,910円
	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	5,400円

附 則(平成25年3月29日条例第86号)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月14日条例第31号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月28日条例第86号(平成27年2月25日条例第14号大阪市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例))

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 大阪城公園、鶴見緑地、鶴見緑地野外卓、大阪城野球場、鶴見緑地馬場、大阪城西の丸庭園、豊松庵、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項及び第4項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項から第5項まで、第18条から第23条まで及び第24条前段の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月22日条例第113号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月1日条例第141号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月25日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第67号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表(以下「占有使用料の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占有に係る使用料について適用し、施行日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、占有使用料の表の規定は、施行日から平成28年3月31日までの間における占有に係る使用料について附則第5項の規定による改正後の大阪市公園条例の一部を改正する条例(平成24年大阪市条例第61号)附則第4項の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

(経過措置)

- 使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使用料については、施行日以後、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日条例第50号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第45号、別表第1の改正規定及び別表第3 3 有料施設の使用料 (2) 運動場の表の改正規定、平成30年6月1日施行、告示第667号)

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3 3 有料施設の使用料 (2) 運動場の表の改正規定の施行期日は、市長が定める。

(適用区分)

- この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表(以下「占有使用料の表」という。)及び別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金の表(以下「占有利用料金の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。
- 4 次の表の第3欄に掲げる期間における占有使用料の表及び占有利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占有使用料の表集会その他これに類するものの項及び占有利用料金の表集会その他これに類するものの項	670円	施行日から平成31年3月31日まで	560円
		平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	610円
	1,340円	施行日から平成31年3月31日まで	1,120円
		平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	1,220円

附 則(平成31年3月14日条例第40号(令和元年12月13日条例第38号大阪市公園条例の一部を改正する条例附則第2項))

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第8条の2の改正規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 鶴見緑地(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月10日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第38号)抄

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月25日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定(「第5条の2」を「第5条の10」に改める部分に限る。)及び第27条第2号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 八幡屋公園及び長居公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)並びに大阪城弓道場、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場及び長居植物園に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月30日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条、別表第1及び別表第3 3 有料施設の使用料の表の改正規定は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表(以下「占有使用料の表」という。)及び別表第4 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表(以下「占有利用料金の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。

- 4 次の表の第3欄に掲げる期間における占用使用料の表及び占用利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占用使用料の表集会その他これに類するものの項及び占用利用料金の表集会その他これに類するものの項	880円	施行日から令和4年3月31日まで	730円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	800円
	1,760円	施行日から令和4年3月31日まで	1,470円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1,610円
占用使用料の表営業のための占用の項及び占用利用料金の表営業のための占用の項	220円	施行日から令和4年3月31日まで	170円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	180円
		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	190円
		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	200円

附 則(令和3年10月5日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月10日条例第69号)

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 扇町公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条から第23条まで並びに第24条前段の規定の例により行うことができる。
(経過措置)
- 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月27日条例第20号)抄

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 鞆公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条から第23条まで並びに第24条前段の規定の例により行うことができる。
- 鞆庭球場及び鞆テニスセンターに係る改正後の条例第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第5項の規定の例により行うことができる。

附 則(令和5年6月13日条例第58号)

- この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- うめきた公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条、第20条から第23条まで、第24条前段並びに附則第7項及び第8項の規定の例により行うことができる。

別表第1(第9条関係)

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
陸上競技場	長居陸上競技場	長居公園内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい	午前9時から午後9時まで
	長居第2陸上競技場			

球技場	長居球技場	長居公園内	う。)に当たるときはその翌日) 1月5日から12月27日まで(月曜日 を除く。)	午前9時から午後9 時まで
	鶴見緑地球技場	鶴見緑地内		
野球場	寺田町野球場	寺田町公園内	1月1日から12月31日まで	午前7時から午後7 時まで
	北加賀屋野球場	北加賀屋公園内		
	中島野球場	中島公園内		
	十三野球場	十三公園内		
	真田山野球場	真田山公園内		
	松島野球場	松島公園内		
	桃谷野球場	桃谷公園内		
	蒲生野球場	蒲生公園内		
	小林野球場	小林公園内		
	桜之宮野球場	桜之宮公園内		
	大阪城野球場	大阪城公園内		
	南港中央野球場	南港中央公園内		
	運動場	鯉江運動場	鯉江公園内	1月1日から12月31日まで
下福島運動場		下福島公園内		
神路運動場		神路公園内		
五条運動場		五条公園内		
左専道運動場		左専道公園内		
東中浜運動場		東中浜公園内		
吉野町運動場		吉野町公園内		
与力町運動場		与力町公園内		
鶴町南運動場		鶴町南公園内		
長池運動場		長池公園内		
浦江運動場		浦江公園内		
磯路中央運動場		磯路中央公園内		
東中本運動場		東中本公園内		
南港東運動場		南港東公園内		
旭運動場		旭公園内		
春日出運動場		春日出公園内		
長居運動場		長居公園内		
今津運動場		今津公園内		
波除運動場		波除公園内		
平野白鷺運動場		平野白鷺公園内		
歌島運動場		歌島公園内		
鶴見緑地運動場		鶴見緑地内		
沢之町運動場		沢之町公園内		
浅香中央運動場	浅香中央公園内	1月4日から12月28日まで	1月から4月まで及 び10月から12月ま で 午前9時から午後 7時まで 5月から9月まで 午前9時から午後 9時まで	

庭球場	韮庭球場	韮公園内	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後7時まで
	中島庭球場	中島公園内		
	北江口中央庭球場	北江口中央公園内		
	中之島西庭球場	中之島西公園内		
	真田山庭球場	真田山公園内		
	南天満庭球場	南天満公園内		
	旭庭球場	旭公園内		
	浦江庭球場	浦江公園内		1月から4月まで及び10月から12月まで 午前9時から午後7時まで 5月から9月まで 午前9時から午後9時まで
	長居庭球場	長居公園内		1月から3月まで及び12月 午前9時から午後7時まで 4月から11月まで 午前9時から午後9時まで
	鶴見緑地庭球場	鶴見緑地内		1月から3月まで及び11月から12月まで 午前9時から午後7時まで 4月から10月まで 午前9時から午後9時まで
	南港中央庭球場	南港中央公園内		1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)
韮テニスセンター	韮公園内		1月から3月まで及び12月 午前9時から午後7時まで 4月から11月まで 午前9時から午後9時まで	
山之内西庭球場	山之内西公園内	1月4日から12月28日まで(水曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時から午後5時まで	
水泳場	旭プール	旭公園内	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
	旭児童プール	旭公園内		
弓道場	大阪城弓道場	大阪城公園内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
相撲場	長居相撲場	長居公園内	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後6時まで
馬場	鶴見緑地馬場	鶴見緑地内	1月5日から12月27日まで(火曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
パークゴルフ場	鶴見緑地パークゴルフ場	鶴見緑地内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
植物園	長居植物園	長居公園内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
総合植物	咲くやこの花館	鶴見緑地内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前10時から午後5時まで

館			の翌日)を除く。)	
庭園 (茶室を除く。)	慶沢園	天王寺公園内	1月2日から12月28日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	5月及び9月の日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後6時まで その他の日 午前9時30分から午後5時まで
	大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	1月から2月まで及び11月から12月まで 午前9時から午後4時30分まで 3月から10月まで 午前9時から午後5時まで
	城北菖蒲園	城北公園内	5月2日から6月30日まで	午前9時から午後5時まで
茶室	長生庵	天王寺公園内	1月5日から12月28日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
	豊松庵	大阪城公園内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	1月から2月まで及び11月から12月まで 午前9時から午後4時30分まで 3月から10月まで 午前9時から午後5時まで
	むらさき亭	鶴見緑地内		午前9時から午後5時まで
ホール	陳列館ホール	鶴見緑地内	1月5日から12月27日まで(月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
	水の館ホール			

別表第2(第9条関係)

長居陸上競技場
 長居第2陸上競技場
 長居球技場
 鶴見緑地球技場
 大阪城野球場
 南港中央野球場
 長居運動場
 鶴見緑地運動場
 靱庭球場
 長居庭球場
 鶴見緑地庭球場
 南港中央庭球場
 靱テニスセンター
 旭プール
 旭児童プール
 大阪城弓道場
 長居相撲場
 鶴見緑地馬場
 鶴見緑地パークゴルフ場
 長居植物園
 咲くやこの花館
 大阪城西の丸庭園
 豊松庵
 むらさき亭
 陳列館ホール
 水の館ホール

別表第3(第14条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

種別	単位	期間	使用料	
公園施設を設ける場合	飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設(駐車場を除く。)	1平方メートル	1年	7,520円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			2,180円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			1,530円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額
公園施設を管理する場合	飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設(駐車場を除く。)	1平方メートル	1年	8,380円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			3,120円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			2,400円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額

2 公園を占有する場合の使用料

種別	単位	期間	使用料	
通路その他これに類するもの	1平方メートル	1年	1,360円	
電柱及びその支柱その他これに類するもの	1本	1年	4,600円	
電線、電らんその他これらに類するもの	1メートル	1年	980円	
鉄塔、変圧器	1平方メートル	1年	8,200円	
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径40センチメートル未満	1メートル	1年	980円
	外径40センチメートル以上1メートル未満			2,400円
	外径1メートル以上			4,900円
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所	1平方メートル	1年	8,200円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートル	1月	2,200円	
保育所その他の社会福祉施設	1平方メートル	1年	7,520円	
競技会その他これに類するもの	1場所	1時間	1,340円	
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	880円
	会費又は入場料を徴収する場合			1,760円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	220円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,560円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,060円

	その他の場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1年	8,500円以上で広告掲出場所等を勘案して市長が定める額
--	--------	-------------------	----	------------------------------

その他の占用	市長がその都度定める。
--------	-------------

3 有料施設の使用料

(1) 野球場

名称	単位	使用料
寺田町野球場 北加賀屋野球場 中島野球場 十三野球場 真田山野球場 松島野球場 桃谷野球場 蒲生野球場 小林野球場 桜之宮野球場	1場所2時間までごとに	3,000円

(2) 運動場

名称	単位	使用料
鯉江運動場 下福島運動場 神路運動場 五条運動場 左専道運動場 東中浜運動場 吉野町運動場 与力町運動場 鶴町南運動場 長池運動場 浦江運動場 磯路中央運動場 東中本運動場 南港東運動場 旭運動場 春日出運動場 今津運動場 波除運動場 平野白鷺運動場 歌島運動場 沢之町運動場 浅香中央運動場	1場所2時間までごとに	3,000円

(3) 庭球場

名称	単位	使用料	
		会費又は入場料を徴収しない場合	会費又は入場料を徴収する場合
旭庭球場	1場所1時間までごとに	800円	左記の5割増しとする。
真田山庭球場 南天満庭球場 浦江庭球場 中島庭球場 北江口中央庭球場 中之島西庭球場 山之内西庭球場			800円

(4) 庭園

名称	使用料
慶沢園(茶室を除く。)	1人1回 150円(児童等にあつては、80円)
城北菖蒲園	1人1回 200円

(5) 茶室

名称	単位	使用料
----	----	-----

別表第4(第16条の2関係)

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

種別	単位	期間	利用料金	
競技会その他これに類するもの	1場所	1時間	1,340円	
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	880円
	会費又は入場料を徴収する場合			1,760円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	220円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,560円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,060円
	その他の場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1年	8,500円

2 代行施設の利用料金

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金
陸上競技場	1回(1日)	1,209,600円	左記の3倍とする。
球技場	1回(1日)	707,700円	左記の3倍とする。
野球場	1場所1回(2時間以内)	14,400円(大阪城野球場にあつては、3,000円)	左記の3倍(大阪城野球場にあつては、左記の額)とする。
運動場	1場所1回(2時間以内)	3,000円	
	1場所1回(1日)	18,000円	
庭球場	1場所1回(1時間以内)	1,600円(靱テニスセンターセンターコートにあつては、5,400円)	左記の1.5倍(鶴見緑地庭球場にあつては左記の額、靱テニスセンターセンターコートにあつては左記の3倍)とする。
水泳場	1回(1日)	162,000円	左記の2倍とする。
	1人1回	400円	
弓道場	1回(1日)	18,000円	左記の3倍とする。
	1人1回	300円	
相撲場	1回(2時間以内)	2,600円	左記の3倍とする。
馬場	1回(1日)	138,000円	
	1人1回(30分以内)	800円	
パークゴルフ場	1人1回(18ホール以内)	500円	
植物園	1人1回	200円	
総合植物館	1人1回	500円	
庭園(茶室を除く。)	1人1回	350円	
茶室	1回(1日)	28,000円	
ホール	1回(1日)	180,000円	左記の1.5倍とする。